

長良川河口堰検証プロジェクトチームの進め方について（案）

20110年6月23日

P T座長 小島 敏郎

1 P Tの目的及び運営

(1) 目的

大村愛知県知事と河村名古屋市長の共同マニフェスト中「長良川河口堰の開門調査」に関して、長良川河口堰の建設及び運用が自然環境及び地域社会に及ぼした影響を検証し、岐阜県・愛知県及び三重県の長良川流域全体を視野に入れて、愛知県民及び名古屋市民の立場からの今後の長良川河口堰の最適な運用方法を提言することを目的とする。

(2) P T及び専門委員会の会議の運営

- 1) P Tの会議（以下「会議」という）の運営は、会議を構成する委員の合議により決定する。
- 2) P Tは関係者からのヒアリングを行い、及び専門委員会報告を受けて、委員の間で討議し、愛知県知事及び名古屋市長への報告書を作成する。
- 3) 会議は概ね 2 時間程度とする。ただし、報告書を取りまとめるため、集中的検討を行うことがある。
- 4) 会議は愛知県民及び名古屋市民の負託によるものであり、会議及び会議資料並びに住民等から寄せられた意見は原則として全て公開とする。また、報告書は、県民及び市民に分かりやすく取りまとめる。
会議での発言・プレゼンテーション・資料等、それに対する疑義の表明や反論、さらにそれに対する意見などの公開は、愛知県のホームページに「長良川河口堰検証P T／専門委員会／ヒアリング」の欄を設けて行う。また、会議での発言を正確にHPにアップするため、インターネットでのアーカイブスをアップすることを検討する。
- 5) 会議の庶務は愛知県が担当する。愛知県及び名古屋市は、P Tの求めに応じて資料を提出する。

2 報告書の作成

(1) 報告書の作成

長良川河口堰検証P Tの報告書は、①P Tが作成するヒアリングの取りまとめ、②専門委員会が作成する専門的検討の取りまとめを要素とする。

(2) 報告書の作成手順

ヒアリングの取りまとめは、委員自身が執筆し、会議に諮り、作成する。専門委員会が

作成した専門的検討の取りまとめは、ヒアリングの結果をも踏まえてそれに付加するものが必要であると判断する場合は、委員自身が執筆し、会議に諮り、作成する。

(3) 報告書作成の目途

報告書の取りまとめは、2011年9月末を目標とする。

《積み残しの検討事項：専門委員の推薦》

1) 前回の議論

○第1回PTの議論では、専門的事項について検討するメンバーは10人程度とし、専門委員会報告書を委員自身が執筆することについて合意が得られました。その上で、それを、愛知県の設置要綱にあるとおり専門委員会とするのか、あるいは、愛知県に設置要綱の改正を求めて専門委員会を設置せずにPTメンバーを拡大するののかについて議論を行い、その結果、設置要綱どおり専門委員会を設置することとなりました。

2) 積み残しの検討事項：

○PTと専門委員会の関係はどうなるか。

設置要綱では、PTはヒアリングを主催し、報告書を取りまとめることになっています。

PTの報告書は、ヒアリングの取りまとめを行うとともに、専門委員会報告を受けて、最終報告書を作成することになります。

○PTメンバーの全員が専門委員会に入るか、一部のメンバーだけが入るか。

専門委員会報告は、専門家の会議ですから、PTは基本的にその報告書を尊重することになります。また、専門委員会のメンバーは10人程度です。そこで、PTのメンバーのうち、誰かが入り、誰かが入らないのではなく、全員が入っていただくことが適当であり、及び、各PTメンバーの方からそれぞれ1人ご推薦をいただきたいと考えています。

《今後の検討事項：検討項目》

(1) 利水

1) 利水需要の見通し：利水安全度を上げるべきか、総需要抑制に向かうべきか

2) 利水撤退の可能性とそのルール：制度の説明と県・市の負担試算

(2) 環境影響の総括（水質/底質、生物）：環境影響は不可逆的かつ致命的だったのか

(3) 塩害の実態：塩害は実在したか

(4) 河口堰の治水効果の検証：治水の建設目的は正当だったのか

(5) 河口堰扉門開放：環境改善効果と利水・治水・塩害への影響予測、及び弾力的運用の技術的問題

(6) その他